

Ⅱ 第5期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

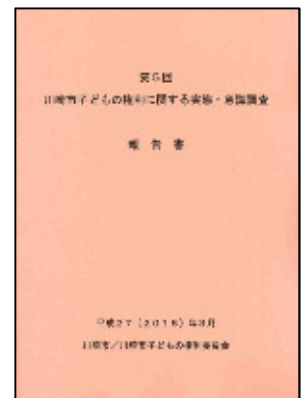
子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第5期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の3部門に上り、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会（アンケート部会、ヒアリング部会）
行動計画評価部会
行動計画策定部会

1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査である。平成26(2014)年に5回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等について実施した。



(1) 調査概要

ア アンケート調査・・・平成26(2014)年3月 郵送により実施

(ア) 調査対象 3,500人(川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員)

- ・子ども(満11～17歳) 2,100人
- ・おとな(満18歳以上) 900人
- ・職員(市立施設・学校等) 500人

(イ) 回収結果 1,296票(回収率37.4%)

- ・子ども 714票(34.0%)
- ・おとな 307票(34.1%)
- ・職員 275票(55.0%)

イ ヒアリング調査・・・平成26(2014)年7月～9月 個別面接により実施

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設56人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障害のある子ども

- ・不登校の子ども
- ・乳幼児とその親

(2) 結果の概要

ア アンケート調査から

○条例の認知度について

子ども全体の条例認知度は、前回調査時の 38.6%から 45.0%に上昇する一方で、おとなについては、前回調査時の 38.0%から 31.9%へ減少した。また、職員の条例認知度も、前回調査時の 97.2%から 95.2%へ減少した。

○条例認知の手段について

子どもでは、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」が多く、おとなでは「学校で配布されたパンフレット」が多く、どちらも学校を介して条例を知る割合が多数を占めており、条例認知に学校が果たしている役割はとても大きい。

○自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で 72.3%と、前回調査の 69.4%から上昇した。

○権利侵害の実態について

子どもがおとなから叩かれたり、殴られたりする割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約 10%、おとなから心を傷つけられる言葉を言われる割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約 15%、おとなに性的にいやなことをされたりさせられたりする割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」合わせて約 1%であった。

○疲れること、不安に思うことについて

すべての年代の子どもで最も多い回答は「学校の勉強・宿題」であるが、小学生に比べて（約 40%）、中・高校生の回答が高かった（約 60%）。その他では、中・高校生が「クラブ活動・部活動」「友達や先輩との関係」（どちらも約 30%）をあげる割合が高かった。

○居場所について

子どもがホッとできる場所として最も多い回答は「リビング・居間」「自分の部屋」（それぞれ約 70%前後）で、小学生世代では「リビング・居間」が約 80%、「自分の部屋」が約 60%であるのに対し、高校生世代になると「リビング・居間」が約 60%で「自分の部屋」が約 80%に増加する。年齢が上がるにしたがって、「リビング・居間」より「自分の部屋」をあげる割合が増加する傾向にあった。

○相談相手について

困ったときの相談相手として、子ども全体で最も多い回答は「親」（約 70%）、次いで「友だち」（約 60%）「担任の先生」「兄弟姉妹」（それぞれ約 20%）であった。年代別では、年代による変化が見られない「友だち」に比べ、「親」と「担任の先生」については、小学生世代に比べ、中・高校生世代では約 10 ポイント低くなる。「だれにも相談しない」

という回答は子ども全体で約7%であった。

イ ヒアリング調査から

個別の支援が必要な子どもへのヒアリング調査では、子どもの生活実態（居場所、友人関係など）や意識（不安に思っていること、自己肯定感など）について聴取し、それぞれの課題の所在と必要な支援を把握した。

(3)公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ ホームページに掲載 <http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044680.html>

2 検証活動としての「対話」

川崎市子どもの権利委員会が、市長から諮問された「子どもの成長に応じた育ちの支援について」に関する施策（事業）を検証するにあたり、行政職員及び子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いた。

(1)行政職員との対話

権利委員会は、「子どもの成長に応じた育ちの支援について」に関する施策（事業）を検証するにあたっての基礎資料を作成することを目的として、関連事業を実施している14の行政部署の職員との対話を実施した。

ア 生まれる子どもと親支援について

日時	平成27年10月2日（金）午前9時30分～11時
会場	本庁舎 市民・こども局会議室
出席委員	野村委員長、三星副委員長、五十嵐委員、齋藤委員
対話の内容 所管部署	・妊娠期・周産期の支援について <こども本部 こども福祉課> ・要保護児童対策地域協議会について <こども本部 児童家庭支援・虐待対策室> ・出産・養育に係るリスクの把握と対応について <こども本部 こども福祉課、児童家庭支援・虐待対策室>

イ 就学期の子どもの支援について

日時	平成 27 年 9 月 11 日（金）午前 9 時 30 分～12 時
会場	明治安田生命ビル 第 3 会議室
出席委員	野村委員長、内田委員、大崎委員
対話の内容 所管部署	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達課題の把握と支援について <ul style="list-style-type: none"> <教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター> ・子どもの困難の把握と支援について <ul style="list-style-type: none"> <教育委員会事務局 指導課>

ウ 思春期の子どもの支援について

日時	平成 27 年 8 月 27 日（木）午後 2 時～5 時
会場	本庁舎 市民・こども局会議室
出席委員	三星副委員長、齋藤委員、佐々木委員、朴委員
対話の内容 所管部署	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期精神保健相談について ・十代の若者の自殺予防対策について <ul style="list-style-type: none"> <健康福祉局 精神保健福祉センター> ・市立学校での性教育について <ul style="list-style-type: none"> <教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター> ・市立学校での性的マイノリティの支援について <ul style="list-style-type: none"> <教育委員会事務局 人権・共生教育担当> ・デートDVについて <ul style="list-style-type: none"> <市民・こども局 人権・男女共同参画室>



エ 青年期の子どもの支援について

日時	平成 27 年 9 月 9 日（水）午前 9 時～12 時
会場	本庁舎 市民・こども局会議室
出席委員	野村委員長、白戸委員、林委員
対話の内容 所管部署	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の課題と現状について <こども本部 青少年育成課> ・学習支援・居場所づくり事業について <健康福祉局 生活保護・自立支援室> ・若者の就労支援について <経済労働局 労働雇用部> ・高校中退者への支援について ・キャリア教育について ・主権者教育について <教育委員会事務局 指導課、教育改革推進担当、 総合教育センターカリキュラムセンター>

(2) 市民、子どもとの対話

権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされ(条例第 39 条第 3 項)、それにあたっては子どもの意見が得られるようその方法に配慮しなければならないとされている(同条第 4 項)。

そこで、市長からの諮問事項に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、市民との対話、子どもとの対話を実施した。

ア 市民との対話

<第 1 回>

日時	平成 27 年 11 月 21 日（土） 午前 10 時 30 分～午後 3 時 30 分
会場	高津市民館 第 5 会議室 (高津区子ども・子育てフェスタ 人権啓発コーナー会場)
出席委員	三星副委員長、五十嵐委員
対話の対象	高津区子ども・子育てフェスタの来場者(主に乳幼児の親)136 人
対話の内容	<p>○アンケート結果</p> <p>Q1 <u>妊娠・出産</u>について川崎市に充実してほしい施策は何ですか。 (回答は 3 つまで)</p> <p>1 妊娠・出産についての相談体制・情報発信の充実 29 人 (21.3%)</p>

- 2 医療体制の充実 74人 (54.4%)
- 3 妊娠・出産に関する経済的支援 70人 (51.4%)
- 4 産前・産後のヘルパーの派遣 30人 (16.6%)
- 5 産前・産後の休暇に関わる支援 46人 (33.8%)
- 6 その他 0人 (0%)

Q4 子育てについて川崎市に充実してほしい施策は何ですか。(回答は3つまで)

- 1 子育てについての相談体制・情報発信の充実 11人(8.0%)
- 2 保育サービスの充実 76人(55.9%)
- 3 医療体制の充実 49人(36.0%)
- 4 子育てに関する経済的支援 52人(38.2%)
- 5 地域の公園や子育て支援施設の整備 55人(39.9%)
- 6 地域の人とのつながりをつくる支援 31人(22.8%)
- 7 育児休暇に関わる支援 13人(9.6%)
- 8 その他 5人 (3.7%)

○主な意見

- ・保育園が4月だけでなく、年度途中でも入れるよう、すそのを広げてほしい。
- ・一時保育の時間預かりを充実してほしい。現状は利用しづらい。
- ・何かの時に、急でも預けられるところが必要。近くに親も親戚もいないので。
- ・医療費を中学生まで助成してほしい。
- ・主任児童委員をしているが、子育て中のお母さんが、もっと地域の人に助けを求めてもらいたい。こちらは「いつでもどうぞ」という気持ちでいる。



<第2回>

日時	平成28年2月22日(月) 午後12時30分～午後1時30分
会場	中原市民館 グループ室
出席委員	野村委員長、三星副委員長、五十嵐委員
対話の対象	乳幼児の親のサークル 9人
対話の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てで楽しいと思うこと、不安に思うこと ・市に期待する子育て支援施策について ・子育て相談窓口の利用について ・望まない妊娠、若年妊娠について ・学校の性教育について ほか



イ 子どもとの対話

日時	平成28年2月26日(金) 午後5時30分～午後7時30分
会場	市立高等学校(定時制)
出席委員	五十嵐委員、内田委員、大崎委員、佐々木委員、林委員
対話の対象	市立高等学校(定時制)の生徒 1～2年生 10人
対話の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活で楽しいと思うこと ・不安に思っていること ・居場所について ・学校での進路支援について ・選挙権について ・市に期待する若者支援策について ほか

3 子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）

実施日 平成28（2016）年3月24日
実施場所 市長応接室
出席委員 野村委員長、三星副委員長、五十嵐委員、
内田委員、大崎委員、齋藤委員、林委員



【答申における視点】

(1) 子どもの各成長段階における課題に着目

子どもの成長段階に応じて、妊娠・周産期、就学期、思春期、青年期の4つに分け、それぞれの時期における子どもに固有の課題に着目した。そのなかで、生まれる子どもと親に対する支援、青年期の子どもに対する支援について、子どもの権利保障の観点から重点的に検証を行った。

(2) 子どもの成長段階の「移行期」における切れ目のない支援に着目

乳幼児期から就学期、思春期、青年期、それぞれへの移行期に着目し、子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援が行われることを重視した。

【子どもの成長に応じた育ちの支援についての提言】

I 生まれる子どもと親支援

- (1) 妊娠・出産の相談の充実と母子保健・学校の連携による性と命の教育機会の創出
- (2) 育児に関する情報発信と支援の充実
- (3) 川崎市版「ネウボラ(※)」の実現と妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援の実施

※フィンランドで「助言の場」を意味する子育て支援制度。妊娠、出産から子育てまで切れ目なく継続的に支援を行う。

- (4) 要保護児童対策地域協議会の仕組みの検証と整備

II 就学期の子どもの支援

- (1) いじめ防止に関する実践的な教職員研修の継続的な実施
- (2) 不登校対策におけるフリースクール等との連携
- (3) 児童支援コーディネーターの配置の拡充
- (4) 幼保小連携による切れ目のない支援の実施

III 思春期の子どもの支援

- (1) 思春期相談の窓口の利便向上と養護教諭・スクールカウンセラーの活用
- (2) 思春期の課題についての教職員研修の実施
- (3) 自己の心身への知識や他者尊重の視点での性教育の実施
- (4) 性的マイノリティに対する理解を促進する取組の実施

IV 青年期の子どもへの支援

- (1) 青少年の多様な意見を生かすための社会参加活動の支援
- (2) 自立及び居場所支援としての学習支援事業、就労支援事業の拡充
- (3) 選挙権年齢引き下げを踏まえた主権者教育の実施

